

綾瀬市教育委員会会議録

令和8年5月定例会

令和8年5月26日開議

綾瀬市教育委員会

出席委員

教 育 長	袴 田 毅 君
教 育 長 職 務 代 理 者	田 中 恵 吾 君
委 員	亀ヶ谷 由美子 君
委 員	齊 藤 隆 訓 君
委 員	林 紀 美 子 君

事務局職員

市 民 環 境 部 長	佐 藤 三 浩 君
参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	高 木 哲 也 君
教 育 部 長	大 矢 博 之 君
参 事 兼 教 育 総 務 課 長	三 田 哲 郎 君
参 事 兼 学 校 教 育 課 長	山 上 貴 司 君
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	比 留 川 晋 一 君
参 事 兼 教 育 指 導 課 長	高 橋 健 君
参 事 兼 教 育 研 究 所 長	三 橋 周 作 君
参 事 兼 総 合 教 育 支 援 セ ン タ ー 所 長	渡 邊 倫 康 君

書 記

教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 幹	関 洋 平
教 育 総 務 課 総 務 担 当 主 事	五 十 嵐 匠

令和 8 年綾瀬市教育委員会会議 5 月定例会議事日程

令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午後 1 時 3 0 分開議

日程第 1		会議録署名委員の指名について
-------	--	----------------

議案

日程第 2	第 2 3 号議案	綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について
日程第 3	第 2 4 号議案	綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について
日程第 4	第 2 5 号議案	綾瀬市立学校教科用図書採択方針について
日程第 5	第 2 6 号議案	臨時代理の承認について（動産の取得について（案））

午後１時３０分 開会

○教育長（袴田毅君）

あらかじめご報告をさせていただきます。

本日の会議には、現在のところ傍聴の申し出者はありませんが、会議途中で傍聴の希望があった場合は、随時、入室を許可したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席者は５名であります。定足数に達しておりますので、これより、綾瀬市教育委員会会議５月定例会を開会いたします。

○教育長（袴田毅君）

「日程第１ 会議録署名委員の指名」をいたします。会議録署名委員に、齊藤委員を指名いたします。

○教育長（袴田毅君）

議題に入ります前に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

「日程第５ 第２６号議案 臨時代理の承認について（動産の取得について（案）」は、綾瀬市議会６月定例会に提出予定の議案に関するものであり、現時点では非公開である情報等が含まれているため、綾瀬市教育委員会会議規則第８条第１項第４号の規定により、非公開審議にしたいと存じます。

お諮りいたします。本件を非公開審議とすることについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって第２６号議案は、非公開審議とすることに決しました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第２ 第２３号議案 綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、「日程第３ 第２４号議案 綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について」、以上の２件は、いずれも教育部で所管する附属機関の委員の委嘱に関連しますので、一括して議題といたします。

それでは、本２件に関し説明を求めます。

なお、説明は一括して行いますが、質疑・討論及び採決につきましては、個別で行います。

それでは、教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第23号議案、及び第24号議案について、一括してご説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

「綾瀬市奨学生選考委員会委員の委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

奨学生選考委員会は、奨学金の給付を受ける資格があるかどうかを審議していただく機関で、綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は10人以内、任期は2年と定められております。

委員につきましては、①民生委員、②小学校長の代表、③中学校長の代表、④学識経験を有する者、から選出することとなっております。

令和6年度又は令和7年度に委嘱いたしました委員が、令和8年5月末をもって、任期が満了いたしますので、新たに委嘱するものでございます。

議案書の4ページをご覧下さい。

民生委員の選出区分では、1番の矢澤（やざわ）氏と2番の山城（やましろ）氏の2名を、小学校長の代表では、3番の綾北小学校 神尾（かみお）校長を、中学校長の代表では、4番の城山中学校 熊本（くまもと）校長を、学識経験者の選出区分では、5番の県立綾瀬西高等学校の須藤（すどう）副校長、6番の綾瀬中学校の佐々木（ささき）教頭、7番の綾北中学校の桐生（きりゅう）総括教諭、8番の春日台中学校の和食（わじき）総括教諭、9番の北の台中学校の村田（むらた）教諭、以上、9名の委員を委嘱するものでございます。

委員の任期につきましては、令和8年6月1日から令和10年5月31日までの2年でございます。

また、議案資料の3ページには、任期が今月末までの、現在の委員名簿がございますので、参考にしていただければと思います。

以上で、第23号議案の説明とさせていただきます。

次に、議案書の5ページをご覧ください。

「綾瀬市学校給食検討委員会委員の委嘱について」でございます。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、任期満了に伴い、新たに委員を委嘱いたしたく、綾瀬市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第10号の規定により提案するものでございます。

学校給食検討委員会につきましては、学校給食の年間事業計画や給食物資の購入、給食費に関することなど、学校給食に関する事項について、調査・審議いただく附属機関でございます。

綾瀬市附属機関の設置に関する条例により、委員の定数は16人以内で、任期は2年と定められております。

委員につきましては、小・中学校の校長、保護者の代表並びに小・中学校校長会・教頭会連合会会長を含め選出した16名の方々を委嘱しております。

議案書の6ページをご覧ください。

小・中学校の校長の代表として、1番 綾北小学校の神尾（かみお）校長、2番 早園小学校の住田（すみだ）校長、3番 天台小学校の春木（はるき）校長、4番 落合小学校の三野（みの）校長、5番 土棚小学校の生駒（いこま）校長、6番 寺尾小学校の石井（いしい）校長、7番 綾北中学校の堺（さかい）校長、順番が前後しますが、9番 北の台中学校の橋本（はしもと）校長、10番 春日台中学校の大城（おおしろ）校長。

保護者の代表として、11番 綾瀬小学校PTAの菊池（きくち）会長、12番 綾西小学校PTAの中世（なかせ）会長、13番 綾南小学校PTAの富坂（とみさか）会長、14番 北の台小学校PTAの成田（なりた）代表、15番 綾瀬中学校PTAの矢島（やしま）会長、16番 城山中学校PTAの府川（ふかわ）会長。

小・中学校校長会・教頭会連合会会長として、8番 城山中学校の熊本（くまもと）校長。

以上、16名の委員を委嘱するものでございます。

以上で、第24号議案の説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第23号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

選考委員会の活動内容と、選考までの行程などを含めたものを教えていただきたいということと、奨学生の人数を、去年の人数で構わないので、何名ほどいるのか教えて下さい。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの御質問に対してお答えしたいと思います。

まず、人数につきましては、申請者数は例年140名から150名となっております。

そして認定される方は130名程度という事になっております。

令和7年度は145名の申請者があり、認定が125名でした。

続いて、選考委員会の活動ですが、年度内に2回行われております。

令和7年度は、令和7年10月20日、令和8年3月23日の2回、行われました。

選考委員の9名の方に次のような資料を提示し、質疑、審議、認定をしていただいております。

提示する資料につきましては、学校長が書いてくる推薦書、それから申請調書という事で、所得限度額と世帯所得額が書いてあるものを、提示させていただいて、申請者のものを見ていただき、そして質疑、審議を終えた後、認定を行っていただくという流れになっております。

以上でございます。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

はい。齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

この中で1番と2番の方が、民生委員ですが、今の民生委員さんの人の集まり状況などの現状を教えていただきたいのが1点。

あともう1点が、民生委員・児童委員など、民生委員の組織はどのようになっているのか、教えていただけますか。

○教育長（袴田毅君）

学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（山上貴司君）

ただいまの質問にお答えしたいと思います。

民生委員とは、厚生労働省から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談や援助を行う方を言います。

また、児童委員も兼ねております。

大きな職務としては、先程申し上げましたように、相談、支援、そして友愛訪問、安否確認等があります。

対象者としましては高齢者、障がい者、児童等になっております。

令和8年5月1日現在、民生委員は114名、いらっしゃることになっております。

続いて、児童委員と呼ばれる方は、一般には主任児童委員と言いまして、民生委員の中の児童のところに特化した方になっております。

その方の職務の内容としましては、相談、支援または、見守り支援等が大きなところになっております。

また、福祉プラザで、子どもの健康診断等の時はお手伝いをしているというような状況でございます。

令和8年5月1日現在ですが、6地区に2名ずつ主任児童委員がいまして、合計12名いるというような状況となっております。

以上でございます。

○委員（齊藤隆訓君）

最近、民生委員のなり手の方が少ないと聞いていますが、充足率はどのような感じでしょうか。

○学校教育課長（山上貴司君）

先程、5月1日現在、114名というお話をさせていただきましたが、民生委員の定数は120名ということですので、何名か欠員というような状況となっております。

○教育長（袴田毅君）

他にはございますか。

質疑・討論なしと認めます。

これより、第23号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

それでは、第24号議案に関しまして、質疑・討論がございましたらお願いいたします。

はい、齊藤委員。

○委員（齊藤隆訓君）

学校給食検討委員会は委員会として何をしているのか教えてください。

○教育長（袴田毅君）

給食センター所長。

○給食センター所長（比留川晋一君）

所掌事項として、綾瀬学校給食検討委員会規則がありまして、部長からも説明あったと思うの

ですが、その中に、年間事業計画に関すること、物資の購入に関すること、給食費に関すること、その他必要な事項ということが記載されています。

具体的に言いますと、年間事業に関しては給食の実施日数、実施日の御確認と承認。

物資の購入に関しては、学校給食の物資納入業者の登録等ありますので、こういう業者が登録・入札参加するという話と、給食費に関してはここ2年連続、給食費の値上げに関して、お話をお伺いしているのと、その他に関しては、直近で申しますと公会計化したときに、その公会計に関して、委員さんの意見を聞いて、学校とPTAとの調整をしていただきながら実施に向けたというような形で、検討委員会の方は色々お話を聞いている状況でございます。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

はい、林委員。

○委員（林紀美子君）

前回までは、委員が15名でしたが、今回は16名に増えているのがなぜかということと、構成が、校長先生が2名増えていて、PTA会長さんが1名減っている、その理由を教えてください。

○教育長（袴田毅君）

学校給食センター所長。

○給食センター所長（比留川晋一君）

校長先生やPTAの役員の方々は、大変お忙しく、色々と市の方でも役職、宛職をお願いしている状況の中で、一つのルールを作っておりまして、学校給食検討委員会に関しては、過去から委員さんの順番で役割分担ということで、そういったものを、学校で言うと、小・中学校教頭会の連合会長、歴代こういうものを渡して、宛職の調整をしております。

PTAに関しては、担当である生涯学習課の方に、宛職のお願いを毎年している状況で、順番を決めて、校長先生がやったら次はPTAというような形で、2年周期で15校の中で回している状況がございます。

委員構成は、基本16名です。

15校なのに16名というのは連合会長を必ず宛職として、校長先生がその年度の役員になっていて、かつ連合会長も兼ねていると、被りが生じてしまうので1人減ります。

基本15校プラス連合会長なのですが、連合会長が宛職として委員さんに当たっている場合には被ってしまうので、そこは実質一人減という形で行っています。

ちなみに令和6年4月から令和8年5月まで、前回の周期に関しては年度当初、令和6年度に

お願いしたときは16人だったのですが、昨年の3月の人事異動で、熊本先生が異動したため被りの状態になったため、15名だったのですが、当初は16名だったという経過があります。

そういった人事異動でも人数が変わります。

今回は16名ですが、来年の人事によっては15名に減るというような可能性もございます。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

質疑・討論なしと認めます。

これより、第24号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○教育長（袴田毅君）

「日程第4 第25号議案 綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、この件を議題といたします。

それでは本件について説明を求めます。

教育部長、お願いいたします。

○教育部長（大矢博之君）

それでは、第25号議案「綾瀬市立学校教科用図書採択方針について」、ご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。

提案理由につきましては、中段に記載のとおり、小・中学校及び小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書の選定を円滑に行うため、「綾瀬市立学校教科用図書採択方針」を定めたく、提案するものでございます。

小・中学校で使用する教科書は、通常4年間同じものを使うことが法律で定められております。

昨年度の採択では、小学校の教科書は、令和8年度に使用する新たな図書の検定申請がなかったため、令和5年に採択した教科書と同一の教科書を採択いたしました。

中学校の教科書は、令和8年度に使用する新たな図書の検定申請がなかったため、令和6年に採択した教科書と同一の教科書を採択いたしました。

小・中学校の特別支援学級で使用する教科書は、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じ、指定された教科書以外のものを教科書として使用することが認められているため、昨年度、新たに採択しております。

本年度は、令和9年度に使用する教科書を採択するため、本日、採択に当たっての「採択方針」を決定していただくものでございます。

議案書の9ページをご覧ください。

教科用図書の採択方針につきましては、文部科学省通知及び神奈川県教育委員会通知を基本とし、次のとおり行うとしております。

第1に、「公明適正を期し採択する」でございます。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公明かつ適正な採択を行います。

第2に、「本市の学校、生徒及び地域の特性を考慮して採択する」でございます。

採択に当たっては、本市及び各学校の地域的な特性や生徒・保護者の状況を踏まえ、採択を行います。

第3に、「教科用図書に関する研究調査の結果等を活用して採択する。」でございます。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「令和9年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」等を踏まえて採択するものでございます。

第4に、採択する教科用図書でございます。

(1) 小学校の教科書に当たっては、令和5年度採択と同一のものを採択します。

(2) 中学校の教科書に当たっては、令和6年度採択と同一のものを採択します。

10ページをご覧ください。

(3) 小・中学校の特別支援学級の教科書に当たっては、「教科書目録」に登載されているものの又は「附則第9条図書」のうちから採択します。

なお、最終的には、7月23日の教育委員会会議で、採択をしていただくことになっております。

以上で、説明とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

それでは第25号議案に関して、質疑討論がございましたらお願いいたします。

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

教科書採択は、教育委員が責任をもって採択をさせていただいているのですが、毎回、何科目か教科書会社が変わっています。

特に小学校の算数は、学図から東書に変わったり、中学の方では、社会の歴史が、教出から文教に変わったりしました。

このことについて、子どもたちに直接教えている先生方から何か御意見などがもし挙がっているのであれば、来年度、小学校の教科書採択がありますので、参考としてお聞きしたいと思います。

それからもう1点なのですが、来年度の教科書採択において、見本の教科書配布を、できることならもう少し早めにしていただけると、読む時間が増えますので、ご検討いただけたらと思います。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

はい、教育指導課長。

○教育指導課長（高橋健君）

ただいま、いただきました2点の質問のうち1点目。

学校での採択替えのあった、小学校の算数と中学校の歴史について、実際に、学校の先生方から直接的にこの教科書の使用感に関しての情報を、今聞き取りをしておりますので、実際の様子は分かりかねます。

ただ、学校訪問等で算数、社会、歴史の授業などを参観しに行った際に、子どもたちは教科書を使って意欲的に学んでおりますし、具体的に先生方から逆に使いづらいといった御意見はないのかなと思っておりますので、採択をしていただいた教科書を使って順調に学習を進めているものと思っておりますが、今後学校に行った際には、そういった情報も聞いて、また、フィードバックしていきたいと思います。

また2点目についてですが、見本本のお渡しの時期にですが、こちらは見本本の送付について教育委員会側から、期日を申し入れることはなかなか難しいというのが現状だと思っております。

そういった意味では、県教育委員会を通じて見本本の送付を少しでも早くしていただけるように、発行者などに申し入れをしていただくような要望をしたり、また実際に市教育委員会に届いた後に、お渡しするまでに一定の作業が必要なのですが、その辺りを迅速に行って、調査していただく時間を確保できるように、対応していきたいと考えております。

以上です。

○教育長（袴田毅君）

来年、また、小学校の採択替えがあるので、小学校の方は是非、指導訪問などで聞いてもらえればと思います。

それとデジタル教科書も出てきます。

その採択も入ったとしたら、今でももうぎりぎりで行っているの、今と同じ時期で、同じような採択の仕方だと、間に合いません。

それはもちろん国の方も分かっているでしょうけれども、ぜひ要望をお願いします。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

もう一ついいですか。

○教育長（袴田毅君）

はい、亀ヶ谷委員。

○委員（亀ヶ谷由美子君）

趣意書なのですが、各科目の趣意書を、前回の小学校のときは、全部印刷していただいていたのですが、前回の中学の教科書採択のときは、時間がかかって申し訳ないと思ったので、自分たちで必要な分だけ印刷しますから大丈夫です、とお伝えしました。来年の小学校の趣意書も大変なので、用意をしなくても大丈夫です。そうしましたら、手間もかからないかなと思うので、来年度もその形でお願いできたらと思います。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（高橋健君）

こちらの準備まで御配慮いただきまして、ありがとうございます。

採択について、編集趣意書は一つ材料として用いることになっておりますので、いつでもお渡しできるように準備をしておきたいと思いますが、そういった御自身で御準備もいただけるというところは、少しお願いしたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長（袴田毅君）

他にございますか。

田中職務代理者。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

教育長からも少しお話がありました、デジタル教科書について。

今、文科省の教育課程部会や作業部会で審議が着々と進んでいます。

今年度末には答申されるという話を聞いています。

実際に使用するのは令和10年度からと理解していますが、来年度の教科書の採択方針に、デジタルというものが触れられていないような感じがします。

綾瀬市の教育委員会として、デジタル教科書に対する基本的な考え方や方向性が、もしあるようでしたら教えてください。

○教育長（袴田毅君）

教育指導課長。

○教育指導課長（高橋健君）

ただいまの御質問についてですが、国の方が、中央教育審議会のデジタル教科書推進ワーキンググループということで、そちらが昨年、令和7年度に審議をまとめたという資料の中には、今後のデジタル教科書の扱いについてということが提言されております。

まずその中を少しお話させていただくと、教科書の形態としては、紙だけではなくデジタルを認めていく。また、現場というのは、採択、また学校という意味も含みますが、それが選択できるように制度上位置づけしていくこと。

それから、設置者によっては採択についても無償給与、採択もこれまでどおりデジタルも行うこと、それから、無償給与なども対象になることなども考えられており、紙とデジタルの両方の良いところを生かしていきましょうということで、大きな方針が示されております。

その上で4月に、学校教育法等の一部を改正する法律案ということで、こういった審議をもとに、実際にデジタル教科書を今後どう扱うかということで、法令の改正が進められていて、令和9年4月1日に施行という予定になっております。

内容については今のとおりですが、綾瀬市としても、これらの国の動き、動向を注視しながら、来年度の採択方針ということでデジタルの教科書の扱いをどうしていくかということは、今後検討していくという段階かと考えております。

○教育長職務代理者（田中恵吾君）

意見も含みますが、3層になっていることは承知しています。

紙だけ、紙とデジタル両輪、デジタルだけ。

私としては、現場を経験した立場から考えると、私は紙プラスデジタルの両輪。

学年によっても違ってくると思います。

さらに、採択に関わると、学校現場でも見本本等を見て選択しますよね。

それからさらに、学校代表というか、地域の代表に先生たちが出ていきます。

さらには、教育委員も採択に向けて勉強していきます。

それを考えると、デジタルが加わると大きな負担が学校にも、選考委員の先生方にもかかりま

す。

ですので、ある程度の方向性を国や県の動向を見るというのは、非常に大事ですが、大体もうそれは出ています。採択は地域や学校の判断だと。

だから私は、先ほど言ったように紙がベースで、紙プラスデジタル。

それは学年によって、小学校を経験した建前から言うと、もうそういう意識しかないので。

学校も大事かもしれません。でも、教育委員会として、事務局としても、方向性のある程度、議論を深めて、もう来年の採択は7月ぐらいにはもう終わりますよね。

というのは、9月の需要数の報告をしなければいけないので。

だからまだ一年ぐらいありますけど、早めに方向性も考えていただきたいです。

そういう意見です。

○教育長（袴田毅君）

デジタルの内容については採択方針でしょうか、来年は当然入ってきますね。

その点に関して教育指導課から。

○教育指導課長（高橋健君）

今いただきました御意見をもとに、実際に来年度の採択が始まってからでは、非常に時間が限られている中で、その議論は当然難しいと思いますので、できるだけ早く、どのような方針が綾瀬市の子どもたちにとって良いのか、デジタルと紙媒体の教科書の使い方については、大きな方向性を、お示しできるように準備をしまいたいと思います。

○教育長（袴田毅君）

他はよろしいでしょうか。

それでは、質疑討論なしと認めます。

これより第25号議案を採決いたします。

本件を原案のとおり決することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

（ 委員の挙手確認 ）

○教育長（袴田毅君）

はい、挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

（ 非公開の審議 ）

○教育長（袴田毅君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

これにて、綾瀬市教育委員会会議５月定例会を閉会いたします。

午後１４時１９分 閉会